

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月24日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

1 財産の種類及び数量

- (1) 霧島市立小学校情報機器（タブレット端末）5,010台（関連ソフトウェア・初期設定・保守を含む。）
- (2) 学習ドリルアプリ 35校分

2 取得の方法

随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号）による。

3 取得金額

金 348,704,235 円

4 取得の相手方

住 所 霧島市隼人町神宮五丁目3番24号
氏 名 リコージャパン株式会社
販売事業本部 鹿児島支社
鹿児島第二営業部 部長 道上 慎二

（提案理由）

小学3年から小学6年までの児童に1人1台のタブレット端末を整備するため、財産を取得しようとするものである。